

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年8月改定)</u></p> <p><b>第1条 Global e Trade サービスの内容等</b></p> <p>(1) 本サービスの内容 本サービスには、本条(2)項にて定める端末を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下の各サービスがあります。</p> <p>①被仕向送金にかかる情報提供ならびに入金実行等を行うサービス(以下「被仕向送金サービス」といいます)。</p> <p>②当行がコルレス銀行より SWIFT 経由等で海外銀行等より受信した商業信用状(以下「輸出信用状」といいます)の明細情報の提供等を行うサービス(以下「輸出LC到着案内サービス」といいます)。</p> <p>③外国向為替手形の買取・取立の依頼、貿易関係債権の買取依頼、外国向為替手形の買取に関する信用状条件不一致にかかる信用状発行銀行からの支払承諾回答受領を条件とした買取(以下「ケーブルネゴ」といいます)依頼、および補償保証状(以下「輸出LG」といいます)の差入による買取依頼の受付および手続の実行、ならびに外国向為替手形買取・取立、または貿易関係債権の買取依頼明細の情報提供等を行うサービス(以下「輸出手形買取・取立依頼サービス」といいます)。</p> <p>④仕向送金の依頼の受付および手続の実行、ならびに仕向送金の依頼明細の情報提供等を行うサービス(以下「仕向送金サービス」といいます)。</p> <p>⑤商業信用状(以下「輸入信用状」といいます)開設の依頼、輸入信用状の条件変更の依頼の受付および手続の実行、輸入信用状の開設または条件変更の依頼明細の情報提供、輸入手形決済における書類到着案内および決済の依頼、ならびに各種情報提供等を行うサービス(以下「輸入LCサービス」といいます)。</p> <p>⑥外国為替取引に関する各種情報提供を行うサービス(以下「外為取引情報サービス」といいます)。</p>	<p style="text-align: center;"><u>三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2025年3月改定)</u></p> <p><b>Global e Trade サービスの内容等</b></p> <p>(1) 本サービスの内容 本サービスには、本条(2)項にて定める端末を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下の各サービスがあります。</p> <p>①被仕向送金にかかる情報提供ならびに入金実行等を行うサービス(以下「被仕向送金サービス」といいます)。</p> <p>②当行がコルレス銀行より SWIFT 経由等で海外銀行等より受信した商業信用状(以下「輸出信用状」といいます)の明細情報の提供等を行うサービス(以下「輸出LC到着案内サービス」といいます)。</p> <p>③外国向為替手形の買取・取立の依頼、貿易関係債権の買取依頼、外国向為替手形の買取に関する信用状条件不一致にかかる信用状発行銀行からの支払承諾回答受領を条件とした買取(以下「ケーブルネゴ」といいます)依頼、および補償保証状(以下「輸出LG」といいます)の差入による買取依頼の受付および手続の実行、ならびに外国向為替手形買取・取立、または貿易関係債権の買取依頼明細の情報提供等を行うサービス(以下「輸出手形買取・取立依頼サービス」といいます)。</p> <p>④仕向送金の依頼の受付および手続の実行、ならびに仕向送金の依頼明細の情報提供等を行うサービス(以下「仕向送金サービス」といいます)。</p> <p>⑤商業信用状(以下「輸入信用状」といいます)開設の依頼、輸入信用状の条件変更の依頼の受付および手続の実行、輸入信用状の開設または条件変更の依頼明細の情報提供、輸入手形決済における書類到着案内および決済の依頼、ならびに各種情報提供等を行うサービス(以下「輸入LCサービス」といいます)。</p> <p>⑥外国為替取引に関する各種情報提供を行うサービス(以下「外為取引情報サービス」といいます)。</p>

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

#### (2) 利用環境

インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末（以下「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内でのみ利用できるものとします。

#### (4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (5) 契約料および取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、および各々にかかる消費税が必要になります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が本サービス申込（後記第2条(1)に定義します）に際して指定した手数料決済口座（以下「手数料決済口座」といいます）から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。ただし、契約者は、本サービスにより生じる被仕向送金、輸出信用状の通知、輸出手形の買取・取立、貿易関係債権の買取、仕向送金、輸入信用状開設または条件変更、輸入手形書類決済等について生じる当行および関係銀行の手数料、諸費用等の外国関係手数料については、別途当行に差し入れた外国関係手数料等引落依頼書に従い、当行に対し支払うものとします。

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

#### (2) 利用環境

インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末（以下「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内でのみ利用できるものとします。

#### (4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (5) 契約料および取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、および各々にかかる消費税が必要になります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が本サービス申込（後記第2条(1)に定義します）に際して指定した手数料決済口座（以下「手数料決済口座」といいます）から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。ただし、契約者は、本サービスにより生じる被仕向送金、輸出信用状の通知、輸出手形の買取・取立、貿易関係債権の買取、仕向送金、輸入信用状開設または条件変更、輸入手形書類決済等について生じる当行および関係銀行の手数料、諸費用等の外国関係手数料については、別途当行に差し入れた外国関係手数料等引落依頼書に従い、当行に対し支払うものとします。

#### (6) オンライン上での書類提出（外為書類アップロード機能利用時のみ）

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>①「外為書類アップロード」を用いて、当利用規定に定めるサービスに関連する書類を提出する際は、事前に外為センターに電話にてご連絡ください。当行宛にご連絡をいただき、「銀行ダウンロード済」となった時点で、受付完了となります。</p> <p>②当行が不適と判断した場合において、事前連絡なしに「外為書類アップロード」上でご提出いただいたファイルを削除する場合がございます。</p> <p>③当行での受付が完了した場合であっても、依頼日当日に手続きできない可能性があります。</p> <p>④契約者より、事前に外為センターへのご連絡がなかった場合、その他、承認時間、外為センターでの手続きの状況によっては、ご依頼に添えない場合があります。</p> |
|--|--|